

# 青森県報

号外第三十七号

令和七年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 公営企業

- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… ( 総務課局 ) …… 一
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 ( 同 ) …… 二
- 青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… ( 同 ) …… 三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… ( 病院局 ) …… 四

## 公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

### 青森県病院事業管理規程第二号

#### 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「を養育する職員又は小学校」を「又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部」に、「を養育する職員であつて、児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイ

サービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号) 第七十七条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子 (各事業を利用するものに限る。) を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員が、その子を「のある職員が、当該子」に改める。

第十三条第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第一号様式中「要介護者の続柄」を「続柄等」に、「障害」を「障がい」に、「1」について

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、□出生予定日にレ印を記入する。

を

「1」について

① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等 (請求に係る子が青森県病院局職員就業規程第7条第1項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実) を記入する。

② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、□出生予定日にレ印を記入する。

③ 「子を養育するために早出遅出勤務」や「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務」に改める。

### 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、経理課」及び「、地域医療室」を削り、「置き」の下に「、経営企画室に企画課及び経理課を置き」を加える。

第四条第一号を次のように改める。

- 一 経営企画室の各課の分掌事務は、次に定めるところによる。
- イ 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 病院事業の総合的な企画、立案及び調整に関する事。
  - (2) 病院事業の経営の合理化に関する事。
  - (3) 広報に関する事。
- ロ 経理課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成に関する事。
  - (2) 予算、決算その他の財務に関する事。
  - (3) 収入及び支出の会計事務に関する事。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第六条第一項中「医療安全管理室」の下に「、災害医療管理室」を加え、「及び患者・家族支援室」を「、患者・家族支援室及び小児在宅支援室」に改め、同条第二項中「緩和ケアセンター」を「サポーターティブケアセンター」に改める。

第七条第一項第三号中「緩和ケアセンター」を「サポーターティブケアセンター」に改め、同号イ中「専門的緩和ケア」を「サポーターティブケア」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項

を加える。

9 災害医療管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 災害医療の連携に関する事。

14 小児在宅支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県の委託を受けて行う医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対する支援等に関する事。

第十条の三の次に次の二条を加える。

第十条の四 病院局に必要な応じ理事を置く。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括整理する。

第十条の五 病院局に必要な応じ参事を置く。

2 参事は、特に命ぜられた事項を総括整理する。

第二十二條第六号から第九号までの規定中「及び地域医療調整監」を「、地域医療調整監、理事及び参事」に改める。

第二十三條第一項中「及びつくしが丘病院運営室長並びに運営部の室長（つくしが丘病院運営室長を除く。）及び課長（以下「課長等」という。）」を「、つくしが丘病院運営室長及び運営部の課長」に改め、同条第二項中「課長等」を「運営部の課長」に改める。

第二十八條中「ときは、」の下に「経営企画室長又は」を加え、「課長等」を「運営部の課長（企画課長及び経理課長を除く。）」に改める。

第三十一條の見出し中「課長等」を「運営部の課長」に改め、同条中「課長等が」を「運営部の課長が」に、「副課長等」を「副課長」に改める。

別表第一運営部の項を次のように改める。

運営部		
経営企画室及びつくしが丘病院運営室	室長、副室長、課長、副課長	
総務課、管理課、医事第一課、情報管理課及び職員健康支援課	課長、副課長	

別表第一中央病院の項中「統括部長」の下に「、サポーターティブケアセンター長」を加え、「、災害医療管理監」を削り、「臨床検査・輸血指導監」を「臨床検査指導監」に、

医療安全管理室	室長、次長
---------	-------

医療安全管理室	室長、次長
災害医療管理室	室長、次長

患者・家族支援室	室長
----------	----

患者・家族支援室	室長
小児在宅支援室	室長

サポーターケアセンター長	サポーターケアセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
--------------	----------------------------------

別表第二災害医療管理監の項を削り、同表臨床検査・輸血指導監の項中「臨床検査・輸血指導監」を「臨床検査指導監」に、「及び輸血技術の指導並びに」を「の指導及び」に改める。

別表第三副参事の項の前に次のように加える。

総括副参事	運営部の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。
-------	-------------------------------------

別表第四運営部長の項の第一号二中「課長等」を「経営企画室長及び課長」に改め、同項の第十一号中「課長等」を「運営部の課長」に改め、同表つくしが丘病院運

営室長の項の第一号ハ及びニ中「課長等」を「課長」に改め、同表の課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項及び課長等（つくしが丘病院運営室に係るものに限る。）の項中「課長等」を「運営部の課長」に改め、同表庶務担当課長の項の第四号中「課長等」を「経営企画室長及び運営部の課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第四項を削る。

第二十条第一項第三号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第二十一条中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）」を加える。

附則第二項中「に基づき」を「（昭和二十八年四月青森県条例第五号）に基づき」に改める。

別表第二アの表七級の項中「困難な業務を行う室長の職務」を

「1 総括副参事の職務

に改め、

2 困難な業務を行う室長の職務」

同表八級の項中「運営部長」の下に「又は参事」を加え、同表九級の項中「病院局長」の下に「又は理事」を加える。

別表第五アの表中

「地域医療調整監」を  
理事

「中央病院看護部長」を  
中央病院看護部長  
に改め、「地域医療室長」を削り、

「中央病院看護部次長」を  
中央病院看護部次長  
に改め、  
「総括副参事」を  
中央病院看護部次長  
に改め、  
中央病院総括看護指導監

「経理課長」を削り、「中央病院臨床検査・輸血指導監」を「中央病院臨床検査指導監」に改め、別表第五イの表中「及び統括部長」を、「統括部長及びサポートイブケアセンター長」に改め、同表中央病院総括副参事の項を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月三十一日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十五万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年二月二十七日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 九十九円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と  
したものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年二月十三日

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭